過する日から次の事業年度における第１四半期会計期間の次の四半期会計期間（以下⑹において「第２四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間　当該次の事業年度における第１四半期会計期間

［ｂ・ｃ　略］

⑹　損益計算書

ａ　最近事業年度の損益計算書（⑸ａの規定により最近２事業年度財務諸表を記載する場合は、最近２事業年度の損益計算書）を掲げること。

ただし、⑹ただし書に規定する四半期貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間の四半期損益計算書（四半期財務諸表等規則第４条の３に規定する比較情報を除く。以下⑺において同じ。）を併せて掲げること。この場合において、四半期財務諸表等規則に定めるところにより当四半期会計期間に係る四半期損益計算書を作成した場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期会計期間の四半期損益計算書も併せて掲げること。

また、⑹ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書（中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

ｂ　［略］

⑺　株主資本等変動計算書

最近事業年度の株主資本等変動計算書（⑸ａの規定により最近２事業年度財務諸表を記載する場合は、最近２事業年度の株主資本等変動計算書）を掲げること。

ただし、⑹ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間株主資本等変動計算書（中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

⑻　キャッシュ・フロー計算書

連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度のキャッシュ・フロー計算書（⑸ａの規定により最近２事業年度財務諸表を記載する場合は、最近２事業年度のキャッシュ・フロー計算書）を掲げること。

ただし、⑹ただし書に規定する四半期貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間（当四半期会計期間が第２四半期会計期間である場合又は当四半期会計期間が第２四半期会計期間以外の四半期会計期間である場合であって、四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を作成したときに限る。）の四半期キャッシュ・フロー計算書（四半期財務諸表等規則第４条の３に規定する比較情報を除く。）を、また、⑹ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間キャッシュ・フロー計算書（中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

⑼　［略］

⑽　主な資産及び負債の内容

⑹の規定により掲げた貸借対照表のうち最近事業年度のものについて、次の科目の内容又は内訳をおおむねそれぞれに掲げるところに従い記載すること。

ただし、連結財務諸表を作成している場合又は附属明細表に掲げた科目については、記載を省略することができる。

［ａ～ｅ　略］

⑾　その他

ａ　［略］

過する日から次の事業年度における第１四半期会計期間の次の四半期会計期間（以下⑸において「第２四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間　当該次の事業年度における第１四半期会計期間

［ｂ・ｃ　同左］

⑸　損益計算書

ａ　最近事業年度の損益計算書（⑷ａの規定により最近２事業年度財務諸表を記載する場合は、最近２事業年度の損益計算書）を掲げること。

ただし、⑸ただし書に規定する四半期貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間の四半期損益計算書（四半期財務諸表等規則第４条の３に規定する比較情報を除く。以下⑹において同じ。）を併せて掲げること。この場合において、四半期財務諸表等規則に定めるところにより当四半期会計期間に係る四半期損益計算書を作成した場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期会計期間の四半期損益計算書も併せて掲げること。

また、⑸ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書（中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

ｂ　［同左］

⑹　株主資本等変動計算書

最近事業年度の株主資本等変動計算書（⑷ａの規定により最近２事業年度財務諸表を記載する場合は、最近２事業年度の株主資本等変動計算書）を掲げること。

ただし、⑸ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間株主資本等変動計算書（中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

⑺　キャッシュ・フロー計算書

連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度のキャッシュ・フロー計算書（⑷ａの規定により最近２事業年度財務諸表を記載する場合は、最近２事業年度のキャッシュ・フロー計算書）を掲げること。

ただし、⑸ただし書に規定する四半期貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間（当四半期会計期間が第２四半期会計期間である場合又は当四半期会計期間が第２四半期会計期間以外の四半期会計期間である場合であって、四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を作成したときに限る。）の四半期キャッシュ・フロー計算書（四半期財務諸表等規則第４条の３に規定する比較情報を除く。）を、また、⑸ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間キャッシュ・フロー計算書（中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

⑻　［同左］

⑼　主な資産及び負債の内容

⑸の規定により掲げた貸借対照表のうち最近事業年度のものについて、次の科目の内容又は内訳をおおむねそれぞれに掲げるところに従い記載すること。

ただし、連結財務諸表を作成している場合又は附属明細表に掲げた科目については、記載を省略することができる。

［ａ～ｅ　同左］

⑽　その他

ａ　［同左］